

令和7年度三豊市行政事務用端末
リース契約（長期継続契約）
仕様書

三豊市総務部総務課デジタル推進室

令和7年4月

第1章 総則

本仕様書は、令和7年5月に一般競争入札を実施予定としている、行政事務用端末のリース契約（長期継続契約）について適用する。本仕様書に示す機器の仕様については、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当該機器が当然備えるべき事項については、仕様に含まれるものとする。

なお、受注者は、本仕様書の内容を忠実に履行する義務があるほか、本調達に係る全体的事項、手順等については、本課担当者の指示に従うものとする。

第2章 目的

本調達の対象である行政事務用端末をリース契約し、老朽化した機器の更新を行うことで、市の事務処理の更なる効率化を行い、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

第3章 調達の概要

1 納入先・納入日

原則として開庁日に納入を行うものとし、納入日及び納入時間等の詳細については、落札者と協議の上定める。本件の調達機器の細目業務ごとの具体的な内容については、契約成立後に本仕様書に基づいた納入計画書を市へ提出し、その承認を受けなければならない。

2 納入期限

令和7年12月31日（水） 午後5時

3 性能諸元

第6章の調達仕様によるものとする。

4 引渡し

- (1) 受注者は、本仕様書に基づき機器を調達し、納品が完了したときは、市に対して納入完了報告書を提出するとともに、市に機器を引き渡さなければならない。
- (2) 納入に要する経費は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、機器の納入時には、その旨を市に通知し、市の検収を受けなければならない。
- (4) 市は、受注者の立会の下に検収を行う。全ての機器が検収に合格したときをもって、借受日を記載した借受証を受注者に発行するものとし、この借受日をもって機器の引渡しを完了したものとする。
- (5) 受注者は、検収に合格しない機器については、市の指示する期限内にこれを手直しし、又は取り替えた上、再度検収を受けなければならない。この場合において、当該手直し又は取替えによって生ずる損害は、全て受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、納入に際して、梱包材等の市が指定する不要品を引き取るものとする。

5 担当課

三豊市総務部総務課デジタル推進室 近藤・北岡

TEL：0875-73-3000

メール：soumu@city.mitoyo.lg.jp

第4章 契約

1 契約

契約の種類は、リース契約（長期継続契約）とし、リース期間は令和8年1月1日から60か月間とする。リース契約（長期継続契約）については、落札者決定後、直ちに契約を締結するものとする。

なお、リース契約については、「地方自治法施行令第167条の17」及び「三豊市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号」の規定による長期継続契約を締結するものとする。このため、翌年度以降の歳出予算における減額又は削除があった場合、市はこの契約を変更し、又は解除することができる。

2 損害・危険負担責任

機器の引渡し完了前に生じた機器の亡失、毀損等による損害及び天災その他不可抗力による損害は、全て受注者の負担とする。

3 納期の延長

(1) 納期の延長は、原則として認められない。ただし、天災その他やむを得ない理由により、機器の引渡しを期限内に行えないときは、速やかにその理由、引渡予定日等を具体的に記入した納期延長申請書を市に提出し、市の承認を得なければならない。納入期限を過ぎた後、受注者の機器納入を認めるときは、納入期日到来の翌日から納入する日までの日数に応じ、契約金額に対し三豊市契約規則で定める率の割合を乗じて得た額を遅延利息として徴収する。ただし、分割して納入しても支障のないものについては、その遅滞部分に対してのみ遅延利息を徴収する。

(2) 遅延利息を徴収する日数を計算するときは、検査に要した日数はこれを算入しない。

(3) 遅延利息は、契約金額から控除する。

4 契約不適合責任

受注者は、納入した製品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものは、手直し又は取替えの義務を負うものとする。

5 秘密保持

(1) 受注者及び受注者の使用人並びに再委託された場合の再委託先及びそれらの使用人は、業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として取り扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

(2) 受注者は、本件を履行するため市の個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関連例規並びに別記1の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。契約期間満了後も、同様とする。

(3) 受注者は、本件を履行するため市の情報資産を取り扱う場合は、三豊市情報セキュリティ条例（平成18年条例第13号）及び関連例規並びに別記2の情報セキュリティに係る特記事項を遵守しなければならない。契約期間満了後も、同様とする。

6 権利譲渡等の制限

受注者は、契約に係る権利又は義務を、市の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

7 費用負担

契約の締結に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

8 遅延損害金、契約解除、違約金、損害賠償金等

市が指定する契約書の規定による。

第5章 基本要件

- (1) 本調達については機器の納入、セットアップ作業及び設置までとし、リース期間終了後にはデータ廃棄を行うものとする。
- (2) 本調達機器について、可能な限り、「国際エネルギースターロゴマーク」、「エコマーク」等の環境ラベリング事業の対象製品又はこれと同等の条件を満たす製品等を納入すること。
- (3) 機器保守の観点から、原則納入業者のサポート窓口で一元管理し、保守の一次受付を行うこと。ただし、受付対応が難しい場合は、協議の上、対応方法を決定するものとする。
- (4) ソフトウェアについては、使用ライセンスにより納品するものとする。また、ユーザライセンス登録を実施し、証書等を市に提出すること。
- (5) 現行の WindowsOS (Windows10 LTSC) から導入する WindowsOS(Windows11 Pro)の変更に伴う設定内容の変更については市と協議のうえ、仕様を決定してキッティング作業に反映するものとする。

第6章 調達仕様

I 行政事務用端末仕様

1 一般業務用モバイルパソコン (850台)

	項目	内容
1	形態	クラムシェル型モバイルノート型であること。
2	OS	Windows 11 Pro (64bit)
3	CPU	・インテル® Core™ i5-1334U (Pコア:4.60GHz, Eコア:3.40GHz) プロセッサ相当以上の機能を有すること。 ・GPUはIntel® UHD Graphics相当の機能を有すること。
4	メモリ	・8GB以上のシステムメモリを内蔵すること。
5	記憶媒体	・暗号化機能付256GB以上のSSDを内蔵すること。
6	ディスプレイ	・13.3型(フルHD:1920×1080ドット、1677万色)以上の画面サイズを有すること。
7	インターフェース	以下のインターフェースを有すること。
	映像出力	HDMI出力端子を有すること。
	USB	USB3.0相当以上のポート×2以上、うち1ポートはUSB充電機能付きであること。
	LAN	1000BASE-T以上に対応するネットワークインターフェースを1ポート有すること。
	無線LAN	無線機能(IEEE 802.11ax対応、IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax準拠)を有するネットワークインターフェースを内蔵すること。
8	Webカメラ、マイク	Webカメラ、ステレオマイク及びステレオスピーカーを内蔵すること。
9	本体重量	1.4kg以下(ベース構成時)であること。
10	キーボード	日本語キーボード(JIS配列準拠)であること。
11	マウス	不要。ただし、標準添付品に付属している場合は、この限りではない。
12	その他	・OSクリーンインストールを行う場合に必要となる、本体添付ソフト及びドライバ関連が格納されたメディアを1セット添付すること。

2 キットティング(手順書は別途市から提供)

	項目	内容
1	配布資源の作成	三豊市が令和7年度に更新を予定しているイメージ展開ソフト(瞬快→SystemWalkerDesktopRestoreCloningGradeを予定)で、今回納入する端末に配信するためのイメージデータを作成すること。
2	windows環境の設定	1で作成したイメージデータを使用し、端末にwindows環境の設定を行うこと。
3	静脈ソフトのインストール	市で導入している静脈認証ソフト(AuthConductor)を納入する端末にセットアップすること。(セットアップファイル及び外付け静脈認証センサーは市から提供する)
4	ソフトウェアインストール	1で作成したイメージデータを使用し、端末に市の指定する基本的なソフトウェア(落札後別途リストを提供予定)のインストールを行うこと。
5	windowsupdateの適用	端末にキットティング時点で最新のwindowsupdateを適用すること。
6	有線LAN接続設定	三豊市のLGWAN系有線LANに接続するための設定をすること。
7	ドメインの参加	三豊市のドメインに端末を参加させること。
8	無線LAN接続設定	三豊市のLGWAN系無線LANに接続するための設定をすること。
9	その他設定	その他現行機器の設定に準ずる設定を行うこと。
10	ADサーバの設定	ドメインに参加させた端末をADサーバの所定のOUに参加させること。
11	資産管理ソフトの設定	資産管理ソフトに登録された端末を所定の管理フォルダに配置させること。
12	端末名の明示	AD及び資産管理ソフトに登録された端末名を市の指定する場所に貼付すること。
13	リース物件の明示	リース物件であることを示す物件シールを物件に貼付すること。
14	端末の設置	別事業で導入予定のM365の設定が完了したのち、設定が完了した端末を所定の部署(本庁舎、6支所、その他出先機関約60拠点)に設置すること。(別途リストを提供予定。) なお、M365のインストール作業は別事業の範囲にて実施するものとする。

3 撤去

	項目	内容
1	データ消去	リース期間終了後は、機器等に保存されたデータが復元不可能となるようにデータ削除ソフトウェア等により完全に消去し、その作業が完了した旨の証明書を提出することとし、その費用も負担すること。(作業場所はオンサイト、引き取りのいずれでも可とする)
2	再リース	物品については、リース満了後、全部又は一部について、再リース又は購入を行う可能性がある。

(別記 1)

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第 1 乙は、この契約による事務の処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第 3 乙は、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な安全管理措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第 4 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

(収集の制限)

第 5 乙は、この契約による事務の処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(従事者の監督)

第 6 乙は、この契約による事務に従事する者（資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」と総称する。）に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第 8 乙は、この契約による事務の処理について、原則として甲の庁舎内において甲の指定する時間内に行うものとする。この場合において、乙は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

なお、乙は、甲の庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

（資料等の運搬）

第 9 乙は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報の漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬することその他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務の処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（実地調査等）

第 11 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

この場合において、再委託者の監査等に関する事項を含む。

（資料等の返還）

第 12 乙は、この契約による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 13 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

注 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

(別記2)

「情報セキュリティに係る特記事項」

第1章 業務委託における情報セキュリティの確保

(認定・認証制度の適用)

第1 乙は、ISO/IEC27001 による ISMS 認証の国際規格又はプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること。

(関連例規の遵守)

第2 乙は、この契約の履行に当たり、三豊市情報セキュリティ条例（平成18年条例第13号）その他関連例規の規定を遵守すること。

(適正管理)

第3 乙は、この契約の履行のために取り扱う情報資産について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第4 乙は、この契約の履行に当たり、責任者及び作業に従事する者（以下「従事者」と総称する。）を定め、情報セキュリティを確保し、確実に履行するための実施方法及び管理体制を整備した上で、甲に報告しなければならない。

(作業場所の指定等)

第5 乙は、この契約の履行に当たり、原則として甲の庁舎内において甲の指定する時間内に行うものとする。この場合において、乙は、その従事者に対して常にその身分を証明する書類を携帯させなければならない。

なお、乙は、甲の庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施その他の安全確保の措置についてあらかじめ甲に届け出て、甲の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。

(情報資産の管理等)

第6 乙は、取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること。

また、情報資産のライフサイクルに応じて必要な措置を講じること。

(従事者の監督)

第7 乙は、この契約による従事者に対し、在職中及び退職後においても当該契約の履行に関して知り得た情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他必要な事項を周知しなければならない。

また、乙は、この契約の履行のために取り扱う情報資産の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の履行のために取り扱う情報資産を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（秘密の保持）

第 9 乙は、この契約の履行に関して知り得た情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

（再委託の禁止）

第 10 乙は、この契約による事務の全部又は一部について第三者に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）をしてはならない。ただし、乙は、委託先及び委託の範囲を甲に対して報告し、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、再委託をすることができる。

この場合において、乙は、この契約により乙が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

（資料等の返還）

第 11 乙は、この契約の履行のために、甲から提供を受け、又は乙自らが作成した情報資産等は、この契約の履行完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。

（履行状況の定期報告）

第 12 乙は、甲から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 13 乙は、情報資産の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

また、甲は、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（実地調査等）

第 14 甲は、この契約による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（損害賠償）

第 15 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

第2章 クラウドサービスにおける情報セキュリティの確保

(認定・認証制度の適用)

第16 乙は、この契約に関しクラウドサービスを提供する場合は、ISO/IEC27017 による ISMS 認証の国際規格又は同等以上の第三者認証を取得していること。

(適正管理)

第17 乙は、この契約の履行のために取り扱う情報資産について、クラウドサービスを含むサプライチェーンの漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備)

第18 乙は、この契約の履行に当たり、クラウドサービス提供者を含む従事者を定め、情報セキュリティを確保し、確実に履行するための実施方法及び管理体制を整備した上で、甲に報告しなければならない。

(準拠法・裁判管轄)

第19 提供されるクラウドサービスにおいて利用するデータセンターは、国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

注 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。